

○特別職の退職手当

退職手当

$$= \text{給料月額} \times \text{条例第17条に定める支給率}$$

1. 給料月額

算定基礎となる給料月額は、条例で定められた給料額
(一時的な給与カットを含まない)

2. 条例第17条に定める支給率

町長	在職期間1年につき、100分の500
副町長	在職期間1年につき、100分の300
教育長	在職期間1年につき、100分の260
公営企業管理者	在職期間1年につき、100分の260